

前年度実績に基づく報酬の算定に関する届出書に関する QA

令和 8 年 3 月 26 日

奈良市障がい福祉課

《共通項目》

Q1：介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表は必要か。

(答) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表の提出がない場合**受付することができません。**

者：介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

児：障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書

障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等状況一覧表

Q2：介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（障害児（通所・入所）給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）は該当項目のみの記入でもよいか。

(答) 体制状況一覧表には**全ての項目**について、算定の有無や算定の内容を記載してください。

Q3：令和 8 年 4 月 15 日までに障がい福祉課へ必着か。

(答) **当日消印でも有効です。**なお、期日を過ぎて提出された場合は令和 8 年 4 月 1 日からの算定は認めません。

Q4：窓口での提出でもよいか。

(答) 原則、郵便又は窓口設置の事業者用のポストへの投函での提出をお願いしておりますが、窓口での提出でも結構です。来課して提出される場合は**必ず事前に連絡**ください。
なお、メールでの提出は認めておらず、メールによる送付については提出として扱いません。

Q5：提出が間に合わない場合はどうすればよいか。

(答) **報酬の算定を不可とする場合がありますので、必ず事前に相談**してください。

Q6：休止中のサービスについても提出は必要か。

(答) **休止中のサービスについては、提出不要**です。

Q7：福祉専門職員配置等加算等の前年度実績を算定根拠としない加算についても令和8年4月15日までの提出で遡りでの算定が可能か。

(答) 不可です。当該加算に限らず詳細については、対象報酬項目一覧をご確認ください。

《就労系サービス共通》

Q8：指定から1年未満の事業所であるが、基本報酬の届出書の提出は必要か。

(答) 令和8年4月1日時点において、指定日から6か月未満の事業所は**提出不要**です。令和8年4月1日時点において、指定日から6か月以上1年未満の事業所の場合**区分を変更する場合のみ**提出してください。

Q9：前年度と一切変更事項がないが、それでも基本報酬の提出が必要なのか。

(答) **前年度から算定区分が変わらない場合にも提出が必要です。**

《就労移行支援》

Q10：2年目の事業所は「経過措置対象」しか算定することはできないのか。

(答) 2年目の事業所については、**1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能です。**

Q11：令和7年10月1日に就職した者は実績に含めてよいか。

(答) 令和7年10月1日に就職した者については、令和7年3月31日で6月に達することから、**令和7年度の実績に含まれます。**

《就労継続支援A型》

Q12：評価内容を公表しないといけないのか。

(答) **評価内容の公表が必要です。**なお、評価内容が未公表の場合、自己評価未公表減算(所定単位数の85%)が適用されます。

《就労継続支援B型》

Q13：前年度の平均工賃月額はどのように計算するのか。

(答) 具体的な計算方法については以下の計算式に基づいて算出ください。また、この場合の工賃支払い対象者数とは通常の事業所に雇用されている利用者であって事業所での就労に必要な知識及び、能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くことにご留意くださ

い。

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

例：工賃総額が 3,000,000 円、年間延べ利用者数 1,200 人、年間開所日数 240 日
上記のような場合、

$$3,000,000 \div (1,200 \div 240) \div 12 = 50,000$$

となり、前年度の平均工賃月額が 50,000 円となります。

Q14：月途中に入院した対象者に関して、支払い対象者の合計数や工賃の総額から除外することは可能か。

(答) 令和 7 年度報酬改定により、除外規定はなくなりましたので**不可**です。

Q15：人員配置区分の届出書の提出は必要か。

(答) 人員配置区分を変更しない場合にも**提出が必要です**。

《共同生活援助》

Q16：夜間支援等体制加算の対象者数は利用定員を記入すればいいのか。

(答) **利用定員や実利用者数**ではなく、**前年度利用者数**を記入してください。1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定します。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している総数とし、当該利用者の総数は、利用定員や現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均を用いて算定します。

例：5 人定員の共同生活援助 現入居者 3 名 前年度の延べ利用者数 2,100 人
前年度の開所日数 365 日の場合

① **前年度の平均利用者数の算出**

$$2,100 \text{ (人)} \div 365 \text{ (日)} = 5.75 \text{ 人} \text{ 小数第二位切り上げ} \rightarrow 5.8 \text{ 人}$$

② **夜間支援等対象利用者数の算出**

前年度の平均利用者数 5.8 人の**小数第一位を四捨五入**→6 人
夜間支援等対象利用者数は **6 人**の区分を算定

《児童発達支援》

Q17：多機能型事業所の場合、放課後等デイサービスの利用者数も児童発達支援の利用者数に含めるのか。

(答え) 児童発達支援の基本報酬に関することであるため、児童発達支援の利用者数のみで計算してください。

Q18：令和7年度途中に事業を開始した場合、未就学児の割合はどのように算出するのか。

(答え) 指定日から3ヶ月未満の事業所→指定日から1ヶ月間の実績
指定日から3ヶ月以上1年未満の事業所→指定日から3ヶ月の実績
を用いて算出してください。